

## 小売の仲介サービス業について

### 1 背景

- 現行 JSIC の「大分類 I-卸売業，小売業」では、卸売業には細分類「5598 代理商，仲立業」として仲介サービス業が分類項目として存在しているが、小売の仲介サービス業は分類項目がなく、内容例示としても明示されていない状況。
- ISIC 第 4 版では、小売業の総説に仲介人による小売の活動は、小売業に含まれることが明記されているほか、細分類「4799 店舗、露店または市場によらないその他小売業」の内容例示として記載されている。  
また、現在、検討が行われている ISIC 改定版においては、仲介する財やサービスが生産される産業ごとに、仲介サービス活動の分類項目を設定することとされ、小売業についても「小売に係る仲介サービス活動」の分類項目が設定されることとなっている。
- 小売の仲介サービス業については、我が国においても一定規模の市場<sup>(注)</sup>があると考えられることから、JSIC における小売の仲介サービス活動の位置づけを明確にする必要がある。

【参考】中分類「55 その他の卸売業」における仲介サービス業

#### 5598 代理商，仲立業

売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をすることにかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために卸売業の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所をいう。

○ブローカー；仲立業；代理業；船宿（仲立のもの、遠隔の根拠地からその附近の漁場に出漁し仮泊する漁船に対して、船主の委託を受けて漁業資材、航海中の食糧などの仕込、生産物の販売について、一切の仲介・あっせんを行う事業所）；農産物集荷業（手数料をとることを主たる業とするもの）

×不動産の代理業，仲介業 [6821]；土地ブローカー [6821]；農産物集荷業（手数料をとることを主たる業としないもの）[521]；商品取引所 [6618]；船宿（釣船業）[8093]

(注) 本資料「3 小売の仲介サービスに該当すると考えられる業」に記載の「道の駅等の農産物等直売所」については、道の駅の全国年間売上額（平成 27 年）が約 2,500 億円（※）であることから、そのうち農産物等直売所について一定の市場規模があると考えられる。

なお、中古車を取扱うオートオークション（購入者は事業者であることから、「5598 代理商，仲立業」に該当すると考えられる）については、業界シェア 1 位（出品台数シェアで約 4 割を占める）の企業のオートオークションの売上高が 614 億円（令和 3 年 3 月）という規模感である。

(※) 出典：第 1 回新「道の駅」のあり方検討会（平成 31 年 1 月 17 日）

### 2 ISIC 第 4 版改定における仲介サービス活動の検討状況

#### (1) ISIC における仲介サービスの定義

ISIC 第 4 版の改定作業において、ISIC 改定のためのタスクチーム（以下、「TT-ISIC」という。）は、金融仲介サービス以外の仲介サービスを、以下のとおり定義した。

「非金融仲介サービスとは、仲介される財やサービスの所有権の提供や取得なしに、料金や手数料により、財やサービスの注文、配達について買い手と売り手の間の取引を容易ならしめる活動である。これらの活動は、デジタルプラットフォームまたは非デジタル経路により行うことができる。料金や手数料は、買い手または売り手のいずれかからも直接受け取ることができ、あるいは仲介活動の収入には、広告といった第三者からの収入等他の財源も含めることができる。」

## (2) 仲介サービスに係る分類項目の設定

ISIC 改定構造案において、以下の非金融仲介サービスの小分類を設定することが、2022年2月の国連統計委員会で承認された。

【参考】改定 ISIC に新たに設定される仲介サービスに係る分類項目

354	電力及び天然ガスに係る仲買人及び代理人の活動
434	特殊な建設サービスに係る仲介サービス
479	<u>小売に係る仲介サービス活動</u>
523	運輸に係る仲介サービス活動
533	郵便及び宅配に係る仲介サービス
612	通信に係る仲介サービス
775	有形財及び非金融無形財のレンタル及びリースに係る仲介サービス
824	他に分類されない事業支援活動に係る仲介サービス（非金融仲介サービスを除く）
954	コンピュータ、個人・家庭用品及び自動車・オートバイの修理及び維持に係る仲介サービス
964	他の個人向けサービスに係る仲介サービス

## 3 小売の仲介サービス業に該当すると考えられる業

我が国において小売の仲介サービス業に該当すると考えられる業は以下のとおり<sup>(注)</sup>（詳細は別紙に記載）。売り手は事業者に限らず、個人の場合もある。

- 道の駅等の農産物等直売所
- 委託販売業
  - 車の委託販売業
  - ハンドメイド作品の委託販売業
  - 古物の委託販売
  - 委託仕入れによる小売業（例：衣料品（新品））

(注) 記載の例は、全て「小売の仲介サービス業」に該当するものではなく、事業所によっては、買い手が事業者となり、「5598 代理商、仲立業」に分類されるものもあると考えられる。

#### 4 JSICにおける小売の仲介サービス業の取扱いについて

##### (1) 内容例示の追加及び総説への説明文追記

- 小売の仲介サービス業は、主として手数料を得て他の事業所のために商品の売上の代理又は仲立を行うものであり、仲介手数料が生産額であるのに対し、一般的な小売業は、主として商品の仕入販売などの業務を行う事業所でありマージンが生産額となる。このように生産額概念が異なることから、JSICにおける取扱いとしては、新規立項することが適当であると考えるが、日本国内における小売の仲介サービス業全体を捉える正確な定量的データがないことから、立項は困難である。そのため、内容例示として「小売代理商，小売仲立業」を追加することで、格付け先の明確化を図ることとしたい。
- また、「大分類 1-卸売業，小売業」において、仲介サービス業は、商品の所有権を持たないという点において例外的な取扱いをするものとなることから<sup>(注)</sup>、総説への説明文の追記が必要。

(注)「大分類 1-卸売業，小売業」の総説には、「この大分類には、原則として、有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。」との記載があるため、卸売業に設定されている代理商、仲立業は、同じく総説において「商品の所有権を持たず、また、価格の設定、商品の保管、輸送などの業務を一般に行わないもの」と例外的な取扱いであることを記載している。

##### (2) 内容例示の追加先(案)

卸売業における「5598 代理商，仲立業」の位置づけを踏まえ、内容例示の追加先は以下のとおりとしたい。

なお、小売の仲介サービス業を行う事業者には、店舗を全く有さずに無店舗で消費者への販売を行うものもあることから、店舗を有さない小売の仲介サービス業については、無店舗小売業と整理することとしたい。

【案】内容例示「小売代理商，小売仲立業」の追加先

###### <有店舗の場合>

中分類 60 その他の小売業

小分類 609 他に分類されない小売業

細分類 6099 他に分類されないその他の小売業

###### <無店舗の場合>

中分類 61 無店舗小売業

小分類 619 その他の無店舗小売業

細分類 6199 その他の無店舗小売業

###### 【参考】

中分類 55 その他の卸売業

小分類 559 他に分類されない卸売業

細分類 5598 代理商，仲立業

また、類似の業との切り分けのため(詳細は、下記(3)に記述)、6099及び6199の説明文の修正も行う(改定素案参照)。

(3) 「4011 ポータルサイト・サーバ運営業」との切り分け

「4011 ポータルサイト・サーバ運営業」の内容例示として、「インターネット・ショッピング・サイト運営業」、「インターネット・オークション・サイト運営業」が記載されている。いずれも、アクティビティとしては、売り主と買い主をつなげるプラットフォームの提供であり、仲介サービスを提供するものではあるが、供給側の視点を踏まえると、設備や技術、サービスの提供方法等が上記3で取り上げた、小売の仲介サービス業と考えられる業とは大きく異なる。

また、上記3で取り上げた例は、仲介サービスを提供する事業者が、物理的な売り場の提供や商品の値付け等により、一連の仲介サービスのプロセスにおいて商品を取扱う行為が生じる点も、4011との相違点である。

このことから、一貫してデジタルプラットフォームにおいて小売の仲介サービスを行うものについては、現行どおり「4011 ポータルサイト・サーバ運営業」に含めることとする。

## 小売の仲介サービス業に該当すると考えられる業

## ○ 道の駅等の農産物等直売所

農家等（出荷者）が農産物等（商品）を持ち込み、商品の販売と保管は行うが、所有権は移転しないもの。一般的に、販売価格の決定、商品の陳列、品質管理、売れ残った商品の持ち帰り等は原則出荷者が行う。売上金から販売手数料（加工品・加工品以外、会員・非会員で手数料率が異なる例あり）、バーコードシールの発行費用を徴するほか、登録料・入会金や年会費を徴する例もある。

## ○ 委託販売業

車、ハンドメイド作品、古物等の委託販売が見受けられる。

## ● 車の委託販売業

スポーツカー、改造車など市場がニッチなものを専門に取り扱うケースが多い。販売価格は車の所有者の希望を確認の上、車の状態、相場等から設定。委託販売契約を締結。店頭での販売（保管料として別途費用を徴する場合あり）のほか、中古車販売サイトへの登録を行い、売却時に手数料収入を得る。

## ● ハンドメイド作品の委託販売業

ハンドメイド作家が制作した商品を、店頭またはインターネットサイトで販売する。販売価格は作家が決め、委託販売事業者は店舗での商品管理や販売を行う。委託手数料は、売上の〇%とする場合（この場合、別途、保管やスペース代の名目で費用を徴する場合あり）や定額制がある。近年は「レンタルボックス」という名称で一定区画を月額制で貸し出し、売上に対しても別途手数料を徴する形式の委託販売業がよく見られる。

## ● 古物の委託販売

ブランド品、PC、オーディオ機器等の比較的高額な商品を取り扱うケースが多い。

販売価格は売り主（商品の所有者）が決める（服の委託販売で点数が多い場合は、店側に値付けを任せるケースもある）。特にブランド品は、販売手数料として売上の〇%のみを徴するというケースが多く、販売ルートも、店舗だけでなくネットオークションなど様々。

※中古品の委託販売には、古物商許可が必要。「6097 骨とう品小売業」及び「6098 中古品小売業（骨とう品を除く）」との違いは、商品の所有権移転の有無となると思料。

## ● 委託仕入れによる小売業（例：衣料品（新品））

卸売業者が小売業者に対して商品の販売委託を依頼する。仕入商品の財産所有権、及び商品の売上計上はいずれも卸売業者。小売業者は一定期間、商品を販売し、売れ残った商品については卸売業者へ返品する。尚、小売業者は「委託手数料」を収益（売上）計上する。

## 【参考】消化仕入れ

主に百貨店で採られている仕入れ形態である消化仕入れでは、卸売業者が小売業者に対して商品を預ける（仕入商品（預かり品）の所有権は卸売業者）が、商品が売れたものについて卸売業者と小売業者との間で「仕入れ契約が成立した」とみなして、商品の所有権が小売業者に移転し、同時に小売業者は商品の売上計上を行う。商品の所有権が小売業者に移ることから、仲介業とは異なるものとして整理できると思料。